

飯塚市

農業

委員会 だより

第8号

(令和4年7月)

【編集・発行】

飯塚市農業委員会

飯塚市新立岩5番5号

☎ 0948-22-5522

～農地パトロール（利用状況調査）を実施します～

飯塚市農業委員会では、遊休農地（※1）の発生防止や解消、無断転用の防止や早期発見のため、毎年7月から8月にかけて、市内すべての農地を対象に農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

日頃から作付けや草刈り等、農地の適正な管理をよろしくお願いします。

調査に当たり、農地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地パトロール（利用状況調査）とは

1. 目的

農地パトロール（利用状況調査）は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、主に次の3点を重点として実施しております。

- ①地域の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握
- ③違反転用の発生防止・早期発見

2. 農地法における位置づけ

農地パトロールは、農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」（農業委員会の必須業務）に位置づけて実施しております。

3. 実施回数及び時期

毎年1回、例年7月中旬から8月下旬にかけて実施しております。

◎遊休農地と判定されたらどうなるの？



農地パトロール（利用状況調査）にて、遊休農地と判定された農地については、農業委員会から対象農地所有者等へ利用意向調査書を11月末までに発出致します。（農地法第32条第1項）

利用意向調査書がお手元に届いた際には、期限内に回答を行う必要があります。

◎利用意向調査の回答を行わなかった場合はどうなるの？



期限内に回答がない場合は、対象農地所有者等へ再度通知を発出するとともに、状況に応じて、農業委員会事務局及び地区担当農業委員・推進委員と連携し、今後の意向について対面聴き取り等を行う場合があります。

※1 遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）

- ➡ 過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培がおこなわれる見込みがない農地

○昨年度の実績

昨年度遊休農地と判定された農地は、

遊休農地の筆数 (筆)	所有者 (人)	遊休農地の面積 (㎡)	利用意向調査の結果 (筆)						
			① 農地中間 管理機構 の利用	② 自ら権利 の設定 または移 転を行う	③ 自ら 耕作	④ そ の 他	⑤ 宛 所 不 明	⑥ 未 回 答	⑦その他 (調査票 未発送等)
470	279	405,171.75	114	23	72	94	14	86	64

問い合わせ先

飯塚市農業委員会事務局

TEL 0948-22-5522 (直通)

0948-22-5500 (代表) 内線 1481, 1482

FAX 0948-22-6062 E-メール nou-i@city.iizuka.lg.jp